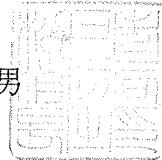


松戸市消防局告示第3号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条第2項第2号の規定により、消防長が指定する防火対象物を次のように定める。

平成28年3月24日

松戸市消防局長 佐山 幸男



消防設備士免状の交付を受けている者等に点検をさせなければならぬ防火対象物の指定

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第36条第2項第2号の規定により、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定する。

令別表第一（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。